

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならぬ。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合にあっては、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条の見出し中「利用料」を「利用料等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「次章」の次に「（第33条第29号を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならぬ

い。

第31条第2項第1号から第3号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号オ中「第33条第16号ウ」を「第33条第16号オ」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次にいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下このイにおいて単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

⑦ テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

⑧ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならぬい。

第36条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項第2号及び第36条第1項の改正規定は公布の日から、第24条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。第191条において同じ。）に限る」を「法第8条第23項第1号に規定するものに限る。第191条において同じ」に改める。

第6条第1号中「施行規則」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」に改める。

第7条第5項第5号中「第66条」を「第66条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第8条中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。）に

係る記録媒体をいう。)」に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第27条第11項」を「第27条第10項」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条第2項中「前条第2項第3号及び第4号」を「前条第2項第4号及び第5号」に改める。

第48条第3項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の19第2項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20の3中「第60条の19第2項第2号」を「第60条の19第2項第3号」に、「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号から第6号」を「同項第5号から第7号」に改める。

第60条の24第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の37第2項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号

とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「介護保険施設若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第80条第2項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第83条第6項の表(1)の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第84条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の(1)の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、

指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは介護予防・日常生活支援総合事業(第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第113条」の次に「、第193条第3項」を加える。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「」及び「」という。)」を削り、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第107条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

第108条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第112条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第122条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条の2」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るために取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条中「同一敷地内にある」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第150条中「及び第100条」を「、第100条及び第107条の2」に改める。

第152条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第153条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第166条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第167条中「同一敷地内にある」を削る。

第168条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第173条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第173条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第177条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第178条中「及び第60条の17第1項から第4項まで」を「、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2」に改める。

第188条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第190条中「第4項まで」の次に「、第107条の2」を加える。

第191条中「看護小規模多機能型居宅介護に限る。」を削る。

第192条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第193条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第198条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第202条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第203条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に改める。

第204条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項第2号及び第204条第1項の改正規定は公布の日から、第35条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第93条第7号及び第198条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第107条の2（新条例第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第107条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第173条第1項（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつ

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 第43条第1項第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第1項中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第43条第2項中「第13号」を「第15号」に改める。

第45条第6項の表(1)の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条第1項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の(1)の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第15号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準等条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）」に改める。

護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。) 若しくは介護予防・日常生活支援総合事業(第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「」及び「」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第73条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時

確保していること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行つた市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

第92条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項第2号及び第92条第1項の改正規定は公布の日から、第33条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の
大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び
に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準等を定める条例（以下「新条例」という。）第54条第3項の規定の適用については、同項中
「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する
ための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第64条の2（新条例第87条において準
用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第64条の2中「開催しなければ」とあ
るのは、「開催するよう努めなければ」とする。

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

別表第1備考第1号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大津市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第20条中「主要構造部を耐火構造又は」を「特定主要構造部を耐火構造又はその主要構造部

を」に改め、「(以下「耐火構造等」という。)」を削り、同条の表中

主要構造部が耐火構造
2メートル以上

主要構造部が耐火構造
構造のもの
2.5メートル以上

等のもの

等以外の

ア 特定主要構造部が耐火構造又は
主要構造部が1時間準耐火基準に
適合する準耐火構造のもの 2メー
トル以上

イ ア以外のもの 2.5メートル
以上

に改める。

第22条第1項第1号の表及び同項第3号の表中「主要構造部」を「建築物の構造」に、「耐
火構造等でない」を「ア イ以外の」に、「耐火構造等の」を「イ 特定主要構造部が耐火構造又
は主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の」に改める。

第30条中「建築物に」の次に「その特定主要構造部を耐火構造又は」を加え、「耐火構造等」を「1時間準耐火基準に適合する準耐火構造」に改める。

第36条第1項中「ついて」の次に「、同条第3項（第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず」を加え、同条第2項中「同条」を「法第3条第3項の規定にかかわらず、第3条」に改め、同条に次の5項を加える。

3 法第3条第2項の規定により第4条、第8条、第19条、第26条又は第29条の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、令第137条の12第6項の規定により特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものをする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により第17条又は第21条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（次項及び第6項において「増築等」という。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築（居室の部分に係るものを見除く。以下この号において同じ。）及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積（当該部分の床面積から令第137条の2の2第1項第2号に規定する階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいう。次項第1号イにおいて同じ。）の合計が法第3条第2項の規定により引き続き第17条又は第21条の規定（これらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含むものとする。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル。同号イにおいて同じ。）を超えて、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分

(2) 大規模の修繕及び大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

5 法第3条第2項の規定により第31条第2項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築等をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、第31条第2項の規定は、適用しない。

- (1) 増築及び改築については、次のア又はイのいずれか（居室の部分に係る増築にあっては、ア）に該当する増築又は改築に係る部分
- ア 次のいずれにも該当するものであること。
- (i) 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築後において、それぞれ令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分（次項において「独立部分」という。）となるものであること。
- (ii) 増築又は改築に係る部分が、令第137条の6の2第2項第1号ロの規定により同条第1項に規定する技術的基準に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに適合すること。
- イ 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が法第3条第2項の規定により引き続き第31条第2項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含むものとする。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1を超える、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。
- (2) 大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの
- 6 法第3条第2項の規定により第15条、第18条、第22条から第25条まで又は第31条の規定の適用を受けない建築物であって、独立部分が2以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。
- 7 前項の規定は、法第3条第2項の規定により第15条、第18条、第22条から第25条まで又は第31条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前項中「増築等」とあるのは、「用途の変更」と読み替えるものとする。
- 第37条中「であるか又は」を「である建築物又は主要構造部が」に改める。
- 第38条中「であるか又は」を「であるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）又は主要構造部が」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「滋賀県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに滋賀県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第9条の3第2号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、後段を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保

險者」に改める。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改め、同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第13条の2から第13条の4までを次のように改める。

第13条の2から第13条の4まで 削除

第13条の4の2を削る。

第13条の5を次のように改める。

(基礎賦課限度額)

第13条の5 第10条の基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。

第13条の5の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「のうち一般被保険者に係る」を「のうち」に改め、同条第1号中「であって、滋賀県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、後段を削る。

第13条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の5の5の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第13条の5の6から第13条の5の10までを次のように改める。

第13条の5の6から第13条の5の9まで 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第13条の5の10 第13条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

第13条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「、第13条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第13条の5の6」を削り、「又は第13条の7」を「若しくは第13条の7」に、「に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第18条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第18条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に、「する。」又は「する。」若しくは「日又は」を「日若しくは」に改め、同条第2項中「、第13条の2、」を「若しくは」に、「若しくは第13条の5の6の額又は」を「の額若しくは」に、「若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第18条の3第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号に定める額、第18条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第18条第1項中「又は第13条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第4項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の5の6」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第5項中「又は第13条の2」を削る。

第18条の3第1項中「又は第13条の4」を削り、「第13条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「又は第13条の4」及び「又は第13条の5の8」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の5の5第2項」を削り、同条第4項第1号中「又は第13条の4」を削り、同条第6項中「又は第13条の4」を「の」に、「又は第13条の5の8」を「の」に改める。

第18条の4第1項中「又は第13条の2」を削り、同条第3項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の5の6」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第13条の2」を削り、同条第7項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の5の6」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第8

項中「又は第13条の2」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 政令第38条第1項第1号に掲げる者 19, 545円
- (2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 33, 261円
- (3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 46, 977円
- (4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 54, 864円
- (5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 68, 580円
- (6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 77, 495円
- (7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 82, 296円
- (8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 92, 583円
- (9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 107, 670円
- (10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 123, 101円
- (11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 140, 931円
- (12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 154, 990円
- (13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 162, 191円

第15条に次の7項を加える。

- 2 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第6号の基準所得金額は、同条第6項

の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)

第143条の規定にかかわらず、1,000,000円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第7号の基準所得金額は、同条第7項の規定に基づく施行規則第143条の2の規定にかかわらず、1,250,000円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第8号の基準所得金額は、同条第8項の規定に基づく施行規則第143条の3の規定にかかわらず、2,000,000円とする。

5 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、3,500,000円とする。

6 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、5,000,000円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、7,500,000円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、10,000,000円とする。

第16条第3項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

第17条第1項及び第2項中「第15条各号」を「第15条第1項各号」に改め、同条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第5号ロ又は第15条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「までの第15条各号」を「までの第15条第1項各号」に、「後の第15条各号」を「後の当該各号」に改める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例

大津市立障害者通所施設条例（平成24年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の3号を加える。

(3) 訪問型生活介護 障害の状態、特性その他の事情により、生活介護その他の居宅外で行われる障害福祉サービスを受けるために外出することに困難を有する障害者につき、当該障害者の居宅を訪問し、日常生活上の支援及び身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うサービスをいう。

(4) 乳幼児 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(5) 発達支援療育 社会的又は精神的な発達に課題のある乳幼児及びその保護者に対し、当該乳幼児の療育その他の支援を行うサービスをいう。

第4条第1項第1号中「医療型児童発達支援及び」を削り、同条第2項中「前項」を「前項各号」に改め、同項第1号ア(イ)及び(ア)を削り、同号イ中「相談支援」の次に「(基本相談支援及び計画相談支援に限る。以下同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 訪問型生活介護

第4条第3項中「第1項」を「第1項各号」に改め、「サービスのうち、」を削り、同条第4項中「第1項」を「第1項各号」に、「発達支援療育」を「次に掲げるサービス」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する相談支援

(2) 発達支援療育

第6条第2項第3号中「及び自立訓練」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 訪問型生活介護を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている18歳以上の者のうち障害の状態、特性その他の事情により生活介護その他の居宅外で行われる障害福祉サービスを受けるために外出することに困難を有すると市長が認める者とする。

第7条第4項中「相談支援の」を「計画相談支援の」に、「次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の」に改め、同項各号を削り、同条第5項中「及び夜間の一時保護」を「、夜間の一時保護及び訪問型生活介護」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定（「第1項」を「第1項各号」に改める部分を除く。）は、規則で定める日から施行する。

議案第 51 号

大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 2 月 20 日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例（昭和 57 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「費用」の次に「の額（農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業にあっては、当該事業に要する費用の額から、当該事業につき国又は県から交付を受ける補助金の額を控除して得た額）」を加え、「とする」を「を超えない範囲において市長が定める」に改める。

別表に次のように加える。

農地災害復旧事業	100 分の 5.0
農業用施設災害復旧事業	100 分の 5.0

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤健司

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「ただし、」の次に「次項第8号に該当する者又は」を加え、「及び特定公共賃貸住宅」を「若しくは特定公共賃貸住宅に入居しようとする者」に改め、同条第2項第8号中「ア又はイ」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所又は配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター（以下「配偶者暴力相談支援センター」という。）による配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この号及び第28条の3第1項において同じ。）からの暴力を受けている旨の証明を受けている者

エ 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所その他市長が別に定める行政機関又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体による配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者

第28条の3第1項中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）」を削る。

第37条第1項中「（昭和26年法律第45号）」を削る。

別表第1音羽台団地の項を削り、同表石山団地の項中「249」を「126」に改め、同表

高橋川第一団地の項及び高橋川第二団地の項を削る。

第2条 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、同号ウ中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

工事請負契約の変更について

令和5年3月24日に市議会の議決（議案第49号）を経て株式会社駒井ハルテックとの間に締結した真野川橋（仮称）上部工工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健司

1 変更する事項

契約金額

「535,843,000円」を「578,188,600円」に変更する。

2 変更する理由

本件請負契約に基づく設計書類の照査により橋梁の構造の一部を変更する必要が生じたことに伴い、使用する鋼材の数量を増加するとともに、主要な工事材料の価格の高騰及び国による公共工事設計労務単価の改定により労務単価が増額されたことに伴い、国からの要請を踏まえ、適切に工事材料に関する実勢価格を反映し、及び適切な賃金水準の確保を図る観点から、契約の相手方との協議に基づき鋼材費及び労務費を増額するため

議案第 54 号

訴訟上の和解について

次のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

大津市長 佐藤 健司

1 係属裁判所及び事件名

大津地方裁判所令和 4 年（ワ）第 [] 号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 []

大津市御陵町 3 番 1 号

被告 大津市

3 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件事故が発生したことについて謝罪し、また、再発防止に努める。
- (2) 被告は、原告に対し、既払金を除き、解決金として 4,500,000 円の支払義務があることを認める。
- (3) 被告は、原告に対し、令和 6 年 5 月 17 日限り、前号の金員を、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告及び被告との間には、本件和解条項に定めるもののほか、本件事故に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(参考)

事件の概要

平成26年9月24日、[REDACTED]の体育館において、原告が、授業で大縄跳び用のロープを使用して綱引きの練習を行っていたところ、そのロープが切れて原告の顔に当たり負傷したのは、当該授業の担当教師が適切な道具を選定し、正しい使用方法で授業を行う注意義務を怠ったことが原因であるとして、原告が、本市に対し、金16,967,338円の損害賠償金及びこれに対する令和2年6月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう求めて訴えを提起したもの

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健司

- 1 契約金額 12,000,000円を上限とする額
- 2 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 契約の相手方 京都市西京区御陵大枝山町六丁目29番地の9
公認会計士 新井 英植